九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

岩田正美『貧困の戦後史 : 貧困の「かたち」はどう変わったのか』

平, 将志
九州大学 : 助教

https://doi.org/10.15017/4475435

出版情報：エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 36, pp.187-196, 2021-03-25. 九州大学附属図書館付設記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

【書評】岩田正美『貧困の戦後史――貧困の「かたち」はどう変わったのか』

平　将志

本稿の課題は、岩田正美『貧困の戦後史――貧困の「かたち」はどう変わったのか』（筑摩書房、二〇一七）を取り上げ、書評を行うことにある。著者の岩田は、日本における貧困研究の代表的な研究者のひとりであり、これまでに『戦後社会福祉と大都市手最底辺』[1]、『現代の貧困』[2]、『社会的排除』[3]などの著書をまとめており、貧困研究を牽引してきた。岩田は、自らを「調査屋」と自負するように、綿密な調査にもとづいた研究が数多く存在する。二〇一六年には、『社会福祉のトポス』[4]を刊行しているが、同書は、「従来の社会福祉研究とは異なる枠組み」から、社会福祉の通史の概観を試みている。『貧困の戦後史』では、『社会福祉のトポス』で論じた「一般化」と「特別化」という枠組みや、岩田の師にあたる江口英一の社会階層論などのその知見が随所に織り込まれている[5]。

本書については、すでに、中山徹[6]、黒川京子[7]、猪飼周平[8]、垣田裕介[9]による書評があることからも、社会政策や社会福祉学などを専攻する研究者から、耳目を集める研究であることが伺われる。本書は、五章から構成される。本書の章立ては以下のとおりである。

はじめに
第一章　敗戦と貧困
第二章　復興と貧困
第三章　経済成長と貧困
第四章　「一億総中流社会」と貧困
第五章　「失われた二〇年」と貧困
おわりに――戦後日本の貧困を考える
参考文献

つぎから、各章の概要を述べることにする。「はじめに」では、本書を纏める経緯として「これまでの私の貧困研究に対する一種の『不全感』」と、「戦後についてのこだわり」の二つをあげている。前者については、高度成長期の貧困に関する原稿を依頼された際に、貧困の「かたち」を充分に織り込めなかったことなどが、後者については、『社会福祉のトポス』の書評会が開催された際に、若手研究者が、もっぱら一九九〇年代

以降の動向に関心を持つ反面、一九八〇年代以前の研究への関心が希薄であったことにもとづくという。

第一章は、敗戦と貧困について、おもに被占領期を対象とし、敗戦後の物価高騰、壕舎生活者・引揚者に加えて、浮浪者・児問題と「かりこみ」について論じている。敗戦後の日本では、外地などから大量の引揚、解員・復員者が流入し、極度の物不足が生じていたが、岩田は、阿佐田哲也とマーク・ゲインのルポから、食糧の可否のかたちを酒田市（山形県）と東京の対比から描いている。そして、被災都市では、貧困の「きわめて原初的な『かたち』で出現」していたことを指摘する。このような被災都市では、生活困窮者による「米よこせ運動」が展開されると同時に、「ヤミ市」が形成されており、「たけのこ生活」を余儀なくされていた。さらに「浮浪者」、「浮浪児」と、その「かりこみ」では、おもに東京都と大阪府の事例について検討している。被占領期には、国民の大多数が困窮する状態であったが、引揚者や開拓民は「特殊」と見なされた。それ以上に、「特殊」と位置づけられたのが、被災都市や地下道などに居住する「浮浪者」や「浮浪児」である。岩田は、蝟集についても検討している。厚生省によって、「浮浪児」や「浮浪者」への一斉収容は早期に展開された。この理由として、これらの生活困窮者に対する「同情」や「恐怖」を形成しており、これらを形づくっているのは、不潔なものの蝟集、犯罪性、餓死の可能性の大きさにあったという。岩田は、この背景として、「治安維持や犯罪防止の意図が強く」あったことを指摘する。同時期には、「闇の女」が横行したが、このことは、「頽廃性や風紀問題としてこれを避難する方向を、さらに強化」したという。「浮浪者」や「浮浪児」の蝟集場所には、強制収容が行われたが、東京都では「かりこみ」と表現されたという。この「かりこみ」は、警察の介入にはじまり、行政による施設収容の準備作業や施設への収容という過程をたどったが、その収容先では、脱走が問題となったという。

第二章は、復興と貧困として、ドッジ・ラインから高度成長期の直前までについて、ニコヨン、「仮小屋」集落、さらに被爆都市を取り上げている。ドッジ・ラインによる反動不況にともない、行政整理や企業合理化は、広範囲に波及し、大量の失業者が生み出された。政府は、この対応として、一九四九年に緊急失業対策法を制定し、失業対策事業（以下、失対事業）が開始された。ニコヨンは、失業対策就労者のことを意味する。ニコヨン＝日雇世帯は、一人世帯が三割強を占め、二人以上世帯では、世帯人員平均は少ないものの、有業人員が多かったという。その家計をみると、日雇世帯は実収入、消費支出額とともに被保護世帯に類似していた。それぞれの家計は赤字であり、エンゲル係数も約六〇％と高い数値であった。岩田によれば、失対事業は、「もう一つの公的扶助」であり、同時期以降、「新生活保護法による扶助と、失対という『仕事出し』による失業扶助の二つ」が存在することになった。ただし、失対事業では、「輪番制」の導入により「あぶれ」が生じ、その後も「適格者」の選別が行われた。反動不況により、従前からの路上野宿者など「浮浪者」は、「仮小屋」生活者へと変化し、東京都では「蟻の街」や「葵部落」などが形成された。これらの「仮小屋」では、住民による組織化が行われていた。被災都市である広島市では、基町の公営住宅のほか、太田川土手沿いには「仮小屋」が建てられ、「原爆スラム」と呼ばれた。この「原爆スラム」は、大規模であったが、蟻の街や葵部落のような組織化が行われず、再開発によって、近隣に新しい住宅が作られたという。

第三章は、経済成長と貧困について、高度成長期を中心として、二重構造とボーダーライン層問題、負の移動と中継地、スラム総点検と生活保護の集中地区について論じている。二重構造は、大企業と中小企業の賃金格差を示すが、一九五〇年代以降、賃金の乖離は縮小傾向を示した。二重構造は、賃金のみならず、社会保障制度の適用にも強い影響をもたらした。たとえば、一九六一年には、国民皆保険・皆年金体制が形成されたが、社会保険制度は、「労働市場の二重構造に規定」されたことをうけて、分立型制度となっていた[10]。厚生省は、低消費水準世帯の測定を行い、このような世帯をボーダーライン層として捉えたが、氏原正治郎・江口は、厚生省のアプローチとは異なる社会階層論にもとづいて、低消費水準世帯の測定を行っている。江口らの社会階層論では、階層内部の移動に加えて、階層間の下降があることを指摘する。そして、被保護階層への流入には、日雇や失対事業など不安定就労階層からの下降があり、このような不安定就労階層について、被保護階層を生み出す「母体的社会階層」＝被保護階層のプール層として捉えていた。江口らは、このような不安定就労層から被保護階層が生じる「『貧困化』のプロセス」を強調している[11]。

つぎに、「負の移動と中継地」として、産炭地と「寄せ場」地区を事例として取り上げている。産炭地では、一九五〇年代中葉から高炭価問題による石炭合理化が行われ、一九六二年以降、石炭政策にもとづく、主力燃料の転換が本格的に開始されたことから、炭鉱閉山が相次ぎ、大量の炭鉱離職者が発生した。その結果、一九五七年から一九七〇年までに、炭鉱は七八八鉱閉山し、常用炭鉱労働者は二五万人減少することになった。一九五九年、政府は、炭鉱離職者対策を推進するために、炭鉱離職者臨時措置法（以下、離職者法）を制定した。初期の炭鉱離職者対策の基軸であったのは、移住資金の支給による広域職業紹介を通した労働力需要地への再就職であった。岩田は、上野英信のルポや隅谷三喜男の論文に依拠して、炭鉱離職者の移動を、「負の移動」として捉えている。

上野のルポからは、炭層の薄さという生産面の不利のため、石炭不況の影響を強くうけた北炭炭田から、筑豊炭田へと移住した炭鉱労働者の事例を検討している。この事例の炭鉱労働者は、移動先の炭鉱で契約が反故にされているが、このような事例も散見されたという。炭鉱閉山により、炭鉱離職者は、炭鉱→失業保険→生活保護→炭鉱→生活保護という移行が繰り返された。産炭地は、炭鉱に代わる産業に恵まれないことから、炭鉱離職者はその生計を、失対事業や内職などにより維持していたが、生活保護の受給には困難がともなった。そのため子ども不就学や生活用品の売却に加えて、売血で凌いだという。とくに売血は、日雇や失対事業などの「仕事にあぶれた日の貴重な『売り物』であった。ただし、度重なる売血と、労働強度の高い労働への従事から健康を害し、唯一の「売り物」である売血も困難になり、「生活再建の芽も摘み取られ」ることになったという。苛烈な集団陳情が展開された北九州市などでは、高率の保護率との関係から、炭鉱離職者など稼働能力を有する被保護階層は、怠惰者と見なされ、「要看護ケース」の選別などの「適正化」が行われていた。

同時期の都市部では、簡易宿泊所＝ドヤ街が生み出され、日本三大「よせ場」（山谷、釜ヶ崎、寿町）が形成されている。その後、被保護階層は、全国レベルのみならず、産炭地でも概ね縮小傾向へと転じたが、大都市部における「特異な傾向」として被保護階層の膨張があった。厚生

省社会局は、この現象を「問題」として捉え、六大都市で調査を行った。この調査では、「問題地区」を保護率の高い地区から選定したため、「貧困＝保護率」と見なされる契機となったという。岩田によれば、保護率の高い地区が「財政負担の観点から『問題』」とされたとしている。このような地区が「問題」とされる反面、郊外の公営住宅などでは、低所得層や高齢者層などの貧困が、すでに発見されたにもかかわらず、豊かな社会の中において不可視化されたことは、「新たな貧困の『かたち』」を暗示していたという。

第四章は、「一億総中流社会」と貧困として、石油危機の勃発から、バブル崩壊直前までの期間を対象として、大衆消費社会と多重債務者、「島の貧困」の諸相を取り上げている。当該期には、「国民生活に関する意識調査」の結果から、「一億総中流化」が喧伝された。「多様な中流化」がみられ、学歴格差が縮小した反面、学歴が重要視されるようになった。当該期には、高度成長期に発展した割賦販売に加えて、消費者金融やクレジットカードの利用者が急増した。こうした利用者の中には、多重債務による貧困状態に至る事例が多数みられたという。多重債務の急増は、①高金利、②過剰融資、③厳しい取り立てという「サラ金三悪」に加えて、「クレジット七つの原罪」へと発展をとげた。岩田は、貧困のかたちとの関連から、「多重債務者の貧困は、必ずしも低所得としては現れない。それは日々の生活のために必要なお金がないという形の貧困」の形態であり、「もともとの貧困もしくはそのリスクが、より複雑かつ増幅した『かたち』で現れる」とし、被保護階層による消費者金融の利用は、その典型例であるとする。加えて、このような貧困は、実態の可視化が難しいことを指摘している。

「島の貧困」とは、「豊かな社会」を謳歌するアメリカにおいて、その一部では貧困の集合地域があることについて、ジョン・ケネス・ガルブレイスが指摘したものである。山谷では、石油危機による「不況への不安」から、「正月騒動」が発生した。この騒動原因は、「七〇年代からバブル直前まで、山谷の日雇労働者が直面していたのは『不安』ではなく、『仕事がない』という現実」に直面していたことにあった。同時期には、開拓農家の窮状が、国会で問題となった。開拓地である岩手県の奥中山地区では、政府や岩手県が指導した酪農が失敗し、農家の多くが、借金を抱えるという窮状が生まれ、最低生活費以下で生計を維持していた。奥山中地区の場合、農家の多くは、土地と家畜を有し、借金を抱えていることから、生活保護制度の対象になり得なかった。このことは「戦後の貧困救済策」の一つであった開拓事業が、「貧困の『かたち』」を生み出し、「最低生活保障からこぼれ落ちて、この山間地に沈下」したことを意味した。

第五章は、「失われた二〇年」と貧困について、バブル崩壊後から「失われた二〇年」までを対象とし、格差社会や保護率の上昇、相対的貧困に加えて、「『かたち』にならない貧困」を取り上げている。一般的に、ホームレスは、中高年男性が多いが、これはバブル崩壊後に日雇労働者を「寄せ場」から路上に押し出したことによるという。同時期には、「若年問題」も顕在化することになった。「フリーター」という用語は、この時期から使われるようになったが、元々は、「組織に縛られない生き方」という肯定的な意味を帯びていた。しかしながら、フリーターは、二〇〇〇年前後から自立しない＝「大人になれない」若者というマイナスの意味に転化した。さらに「無業で『引きこもり的』な若者」についてニー

トと呼び、少子化と関連して「自立」、「キャリア形成」、「婚活」などが政策課題となった。しかしながら、フリーターやニートの実態は考慮されず、その定義をめぐる論争が先行し、その議論では若年層のライフスタイルや「労働意欲」が問題視された。これに加えて、岩田は、隠れたホームレスとして、「ネットカフェ難民」を取り上げる。「ネットカフェ難民」とは、ネットカフェに泊まりながら、日雇派遣などを行う非正規労働者のことをいう。これらの人々が住居を喪失した理由としては、「寮・住み込み先等からの退出」が多く、二〇代では「実家から家出」などの比重が大きいという。このような「ネットカフェ難民」は、借金を抱えている場合が多く、厚生労働省とTCN（TOKYOチャレンジネット）の調査によれば、二〇代では中卒・高校中退者、三五歳以上では中卒の割合が高いという。生活歴をみると、実家を離れたケースが一〇代六五・四％であり、二〇代までで約九五％に達し、親の死亡や親以外が養育者である割合も高いという特徴があった。この事実について、岩田は、「『子どもの貧困』に通底する問題を抱えた若者が、ネットカフェに寝泊まりしながら、切れ切れの非正規労働で食いつないでいた」ことを強調する。

二〇〇八年に発生したリーマンショックの影響により、大量の「派遣切り」が行われ、約二二万四〇〇〇人の非正規労働者が雇止めに遭い、住居喪失者は約三四〇〇人に達した。同年一二月三一日、「年越し派遣村」が日比谷公園に開設され、テントや食事の提供が行われた。この「派遣村」には、実に多様な生活困窮者が訪れたという。しかしながら、「派遣村」を訪れた失業者の生活保護申請については、稼働能力を有するため、少なからず批判が生じたという。また、この「派遣村」には、日比谷公園のホームレスも訪れたが、「派遣村」は、失業者の救済を目的としたものであり、ホームレスの利用にも批判が生じたという。岩田によれば、この背景として稼働能力の有する失業者の方が、「救済対象として優先順位が高いという価値観」があり、「『救済すべき貧困者』の序列として、これは戦後一貫している」ことを指摘している。

バブル崩壊後、ホームレス、ネットカフェ難民などの諸問題が顕在化する中で、生活保護制度の運用にも変容がみられた。一九八五年から一九九五年あたりまで、被保護階層は縮小傾向を示していたが、これ以後、増加に転じ、二〇一二年には、被保護階層は二〇〇万人に達した。これは、被保護階層が最も多かった一九五一年を凌駕したことを意味する。被保護階層の特徴をみると、六五歳以上が四〇％を占めていることから、高齢者層を中心として運用されたが、リーマンショックが発生した二〇〇八年から、二〇～六五歳未満の年齢階層が急増している。岩田は、傷病を原因とするケースが減少する反面、収入減や貯金の減少が増加した事実について、前者では「失われた二〇年」における失業問題や高齢化、後者では貯金の食いつぶしが、限界に達したことを指摘する。加えて、被保護階層の単身化も加速したが、これは「最も『文句のつかない』人びとを、もっぱら保護の対象にしてきた結果」であるという。さらに日本の貧困についてはOECDの相対的貧困率でも、高い数値を示したことが問題となった。ひとり親と子世帯ではこの傾向が強く、とくに母子世帯を中心とした世帯の大半が、貧困基準以下の生活であったという。岩田は、日本の相対的貧困率の高さについて、稼働の可否のみならず、「働いているのに貧困である点」＝ワーキングプアという特徴を見出し、高度成長期の日雇労働者などとの類似点を抽出している。最後に、これらの失業問題に対する「自立」支援政策に対して、「問題は働かないこと

にあるのではなく、働いても貧困から抜け出せない構造」にあり、その効果については懐疑的であるとしている。

このような貧困に加えて、「かたち」にならない貧困を取り上げている。一九九五年以降、児童虐待の件数が急増し、児童虐待防止法が制定されたが、相談件数、児童虐待による死亡数は、増加の一途をたどった。とくに〇歳〇か月という出産直後の死亡数が極めて多く、養育者はひとり親・未婚ケースであり、低所得層が多いという特徴があった。日本の児童虐待に関する研究は、母親の精神状態に比重が置かれたが、それ以降は、次第に経済的基盤や社会的孤立など、所得階層を取り入れて分析が行われるようになった。岩田によれば、虐待死は、子ども貧困であるが、「かたち」が明確ではないため、「死後に推測されるだけである。またこれは、中絶を含む周産期医療や母子保健のネットワークから脱落して、社会から孤立した親とその貧困を、事後的に示すのみ」[12]であったことを指摘する。虐待死を予防する試みとして、「こうのとりのゆりかご」が設置され、賛否論争が起こったが、親の多くは母親であった。未婚の出産や離婚後の妊娠は、バッシングの対象になりやすく、とくに被保護階層では顕著であり、虐待死との文脈から、その関連を論じている。未受診や飛び込みによる出産では、「経済的要因」が強く関係にしており、その中で、妊娠・出産期を迎えることで、社会的孤立となっていた。ただし、医療関係者などの援助からは、「さほど時を置かずして、するりと抜け出してしまい、その貧困の『かたち』」が不可視化されるという。

「おわりに」では、セルジュ・ポーガムの考察をもとにして、戦後日本における貧困の「かたち」について考察を加えている。ポーガムは、政治、経済並びに社会の諸規範から、貧困の基本形態について、「統合された貧困」、「マージナルな貧困」、「降格する貧困」の三つに類型化する。[13]岩田によれば、「統合された貧困」＝高度成長期以前、「マージナルな貧困」＝高度成長期からバブル崩壊まで、「降格する貧困」＝バブル崩壊の「失われた二〇年」に置きはめている。ただし、日本の貧困の場合には、三類型に収まりにくいことを指摘している。

岩田は、ポーガムの三類型について、つぎの五つの補足が必要とする。第一、貧困の「かたち」は、経済発展や労働力市場の動向と密接な関係を有するが、成長と衰退のダイナミクス、その中での人々の移動、地域格差も強い影響をあたえている。第二、貧困の「かたち」は、経済のみならず、戦争の長期的な影響を指摘しており、地震や原発事故などもこれに類する影響をもたらすとしている。第三、戦後日本における貧困の「かたち」の変容は、社会福祉や石炭政策など諸政策の「かたち」が強く影響し、貧困の「かたち」も大きな変化をみせることになったという。これらの諸政策により、生活困窮者を「保護の対象として想定した範囲内にとどめておくこと」や、「保護の対象から抜け出し、自立できるように促す」という目標の中で左右され、政策のあり方を変化させた。第四、市場や企業の労務管理において、「『貧困』を覆い隠す装置」が形成されてきたとし、この装置のなかで、貧困は隠されることになり、「労働宿舎（寮・借上げアパート等）の存在は、日本的な特徴であること」を強調している。第五、日本の「固有の要因」として、「自発的な貧困からの脱出志向の強さ」があり、このことが、社会的紐帯を脆弱化し、生活困窮者の地位に悪影響を及ぼしたため、スティグマを強めたとする。岩田によれば、「『自立』支援という政策目標は、個人の怠惰が貧困を生むという、きわめて古典的な理解」によるが、「問題が怠惰ではない」ことを強調す

る。政府は、生活困窮者の増大に対して、「自立」助長を強調し、このような理念と関連して、伴走型支援や就労支援などが、生活困窮者支援のパッケージに加えられた。しかしながら、このような「自立」支援策に加えて、「失われた二〇年」では、年齢別や対象別の貧困政策が行われ、「実質的には、世代間の分断を引き起こす側面があり、一定の財源を、高齢者から若年層へと振り分ける結果」となったことを指摘する。

つぎからは、評者の関心に即して、五点について述べることにしたい。

第一、これまでの生活困窮者・貧困研究は、被保護階層の増減や、生活保護制度など関連制度の史的展開を中心として検討されてきた。岩田は、このようなアプローチではなく、各時代における貧困を「かたち」として捉えている。岩田によれば、「『戦後日本』と大風呂敷を広げ、『まとめ』としたわりに、結果とした東京中心で、限られたエピソードのパッチワーク」ではないかと危惧している。この点については、垣田が、「在日コリアン、沖縄、農山漁村、台風や地震等の災害、水俣病の公害の貧困、貧困を背景とした自殺」に言及しないことについて、「物足りない点」としている[14]。しかしながら、貧困研究の第一人者とはいえ、ひとりの研究者が、すべてのトピックを押しなべて論じるには限界がある。本書では、各時代の貧困の「かたち」の代表となる事例について、効果的に取捨選択するのみではなく、著者の行ってきた成果が織り込まれている。したがって、評者は、本書について、熟練した料理人の妙味というべき作品と考えられ、目的とした貧困の「かたち」を描くことに成功していると考える。

第二、岩田は、「おわりに」において、ポーガムによる「貧困の基本形態」にもとづき、貧困の「かたち」について検討している。岩田は、「降格する貧困」への処方箋である自立支援や、伴走型支援による「自立」促進について批判を展開している[15]。この点について、猪飼は、岩田の批判が、このような「自立」促進への「一般の批判へ向かうとすれば明らかに飛躍」であるとする。続けて、「これらの活動は、貧困の『かたち』の一要素であるよりも、『かたち』として抽出されない貧困者の個別性・多様性への応答形式であるところにその本領[16]」があると言及する。猪飼のいう「『かたち』として抽出された貧困者」の個別性・多様性」は、「制度の狭間」などを示し、貧困の「かたち」の抽象化のみならず、「個人ごとの個別性、それゆえの集合的態様性を認める次元での抽象化も可能」としている。

両者の議論には、齟齬があるように思われる。たとえば、岩田は、「こんにちの貧困問題の核心は、個人的対処を賞賛し、貧困を覆い隠す市場の装置を放置しつつ、『自立』支援や『こどもの貧困』対策を振りかざす政治にあるべき」であり、「『マージナルな貧困』のコントロールに成功せず、そこに『降格する貧困』が重なり」合っているのも、こうした状況をよしとしてきた政治秩序の責任」とする。そして、この処方箋として、「積極的な貧困対策」、つまり「個人の対処や市場による吸引を制限し、それらの構図に対抗する『強い』社会政策」を打ち出すこと」を主張している。貧困の打開策について、過度に個人に対する「自立」へと転嫁するのではなく、「積極的な社会政策」を構築することに求めている。また、この文脈の行間からも、「積極的な社会政策」が構築されることが、「自立」促進の前提条件として位置づけていると思われる。猪飼は、「制度の狭間」など「個人の困難の『残余』」への理論化を行い、考察を行っている[17]。具体的には、岡村重夫による「社会関係の二重構造」

という枠組みを批判的に捉え直し、ソーシャルワークを「制度の狭間」などの突破口として位置づけていた。

ところで、岩田が第三章で取り上げた離職者法の一九六三年改正では、雇用政策とソーシャルワークとの間に密接な関係が生まれていた。当該改正では、炭鉱離職者求職手帳と就職促進指導官（以下、指導官）が創設され、前者は、失業保険と合算して最長三年の職業訓練が可能になり、後者は、炭鉱離職者への「ケースワーク方式」＝個別支援による就職指導を行うものであった。評者は、指導官による就職指導について、「炭鉱労働（者）の特性」によって、「制度の狭間」や「関係性の排除」を受けやすい炭鉱離職者への個別支援として捉え、当該期における炭鉱離職者対策と指導官による就職指導を、雇用政策とソーシャルワークとの交錯の先駆例として位置づけた[18]。しかしながら、就職指導も、当事者からすれば、パターナリズムの要素を多分に含んでいる[19]。この点は、貧困研究において、福祉政策とソーシャルワークをどのように位置づけるかという議論と重なると考えられる。「『強い』社会政策」か、ソーシャルワークかという二者択一ではなく、どのように双方を織り込むか、あるいは交錯させるかを問う必要があろう。

第三、岩田によれば、ポーガムによる「降格する貧困」は、日本ではバブル崩壊以降に置きはめられるという。しかしながら、評者は、主力燃料の転換が図られた「エネルギー革命期」の産炭地では、すでに「降格する貧困」へと移行していたと考える。たとえば、産炭地では、炭鉱閉山により炭鉱離職者＝稼働世帯の貧困が社会問題化し、被保護階層への流入が顕著にみられた。そのなかには、人口の約三割が被保護階層となった自治体も存在した。このような深刻な構造的不況下において、全日本自由労働組合（以下、全日自労）などの苛烈な集団陳情が展開された。しかしながら、強固な結束を誇っていた全日自労でも、失対事業の就労促進措置や生活保護制度における「第二次適正化」政策により、分裂や脱退が相次いだ。そのため強固な結束は弱体化した。また、炭鉱閉山は、炭鉱労働者間の紐帯が弱体化することを意味する。したがって、少なくても、産炭地では、局所的には「降格する貧困」の原初形態が表出していたと思われる。その意味でも、当該期は、現代的貧困、つまり失業問題に加えて、雇用不安定性や稼働世帯の貧困＝ワーキングプア問題が顕在化した、現代的貧困の原点というべき時代であると位置づけられる。

第四、生活困窮者団体による主体性、つまり各種生存戦略が、具体的に論じられると、貧困の「かたち」が、より多面的に描けたと思われる。一九五〇年代には日本患者同盟、一九六〇年代には全日自労や全国生活と健康を守る会などが、地方自治体や公共職業安定所（以下、職安）に対して、各種要求を集団で行う集団陳情を展開していた。これまで、このような集団陳情は、福祉事務所や職安における阻害要因として捉えられる傾向があった。しかしながら、生活困窮者も組織的要求を行うことにより、行政による救済に甘受しない多様な弥縫策を展開していた。このような生活困窮者側の視点を踏まえることで、貧困の「かたち」が、より多面的に捉えられたと思われる[20]。

第五、岩田によれば、炭鉱労働者は、「家族とともに他地域へ移動することが少なくない」とし、離職者法の制定により、「広域職業紹介と他地域への移動を可能にする援護策」が展開されたとする。しかしながら、離職者法の制定理由は、炭鉱離職者による産炭地への滞留が問題となっ

たことにあった。しかも、初期の移住資金を基軸とした広域職業紹介は、十分に進展していなかった。これが、一九六三年の離職者法の経緯の一つであった。前述のように、就職促進指導官による就職指導は、「炭鉱労働（者）の特性」を考慮し、「ケースワーク方式」＝個別支援のほか、グループワーク＝集団支援が取り入れられている。さらに岩田は、上野らの所論に依拠して議論を展開するが、これらの炭鉱離職者の多くは、時期的にみても、離職者法の埒外に置かれていた。したがって、離職者法による援護の影響は薄いと考えられる。加えて、炭鉱離職者対策には「黒手帳」や指導官による就職指導など、手厚い援護策が先駆的に導入されたにもかかわらず、なぜ、産炭地において、長期的な失業や高率の保護率が継続したのかは、問われるべきであったと思われる。

以上、評者の関心から述べてきたが、本書は、制度論や提言論などに陥りがちな貧困研究において、貧困の「かたち」から考察を加えるという、これまでに類をみない研究書である。社会政策や社会福祉学などの研究者のみならず、一読を勧めたい。

（筑摩書房、二〇一七年、一、八〇〇円＋税）

注

（1）岩田正美『戦後社会福祉と大都市最底辺』ミネルヴァ書房、一九九五年。

（2）岩田正美『現代の貧困――ワーキングプア／ホームレス／生活保護』ちくま新書、二〇〇七年。

（3）岩田正美『社会的排除――参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣、二〇〇八年。

（4）岩田正美『社会福祉のトポス――社会福祉の新たな解釈を求めて』有斐閣、二〇一六年。

（5）「一般化」と「特殊化」については、岩田 前掲 二〇一六年、一六頁を参照。社会階層論については、江口英一『現代の「低所得層」上』未来社、一九七九年を参照。

（6）中山 徹「貧困の戦後史――貧困の『かたち』はどう変わったのか」『居住福祉研究』二六、二〇一八年。

（7）黒川京子「貧困の戦後史――貧困の『かたち』はどう変わったのか」『東京社会福祉研究』十二、二〇一八年。

（8）猪飼周平「書評岩田正美著『貧困の戦後史――貧困の「かたち」はどう変わったのか』『貧困研究』二二、二〇一九年。

（9）垣田裕介「岩田正美著『貧困の戦後史――貧困の「かたち」はどう変わったのか』」『社会政策』一〇（二）、二〇一八年。

（10）この分立型の社会保険制度は、一九五〇年代における医療保障、とくに医療保険制度では、階層性が生じており、丸山眞男が、比較的早期からこの特徴を指摘していた。平 将志「日本における医療保障の階層性――一九五〇年代の医療給付の実態を中心として」『現代社会文化研究』七〇、二〇二〇年。

（11）戸木田嘉久は、炭鉱離職者の大手炭鉱→中小炭鉱→日雇・失対事業へと至る過程を「下降法則」と呼んだ。社会階層論では、階層内と階層間の移動を強調するのに対して、「下降法則」ではやや単線的な説明となっている。戸木田嘉久『九州炭鉱労働調査集成』法律文化社、一九八九年。

（12）岩田 前掲 二〇一七年、二九九頁。

（13）ポーガムによる貧困の三類型については、Paugam, S., *Les formes élémentaires de la pauvreté*, Presses Universitaires de France, 3e édition corrigée, 2013（セルジュ・ポーガム／川野英二・中條健志訳『貧困の基本形態――社会的紐帯の社会学』新泉社、二〇一六年）を参照のこと。

（14）垣田　前掲　二〇一八年、一四七頁。ただし、筑豊炭田を素材とするのであれば、在日朝鮮人や同和問題についても論じる必要があったと思われる。

（15）たとえば、ポーガムも、ソーシャルワーカーによる個人への介入について、「ほぼつねにソーシャルワーカーによる専門的評価と道徳的判断が複雑に入り混じった結果」であることを指摘している。ポーガム　前掲　二〇一六年、二〇一～二一六頁。

（16）猪飼　前掲　二〇一九年、一一〇頁。

（17）猪飼周平「『制度の狭間』から社会福祉学の焦点へ――岡村理論の再検討を突破口として」『社会福祉研究』一二二、二〇一五年。

（18）平　将志「雇用政策とソーシャルワークの交錯――炭鉱離職者対策と就職促進指導官による就職指導」『社会福祉学』六一（二）、二〇二〇年。

（19）たとえば、瀬川負太郎「筑豊の部落地帯」東上高志・小倉襄二編『人権・差別・部落』全国社会福祉協議会、一九七三年、一七四～一七五頁、奥田春男「炭鉱離職者対策に思う」「炭労――激動あの日あの時」編集委員会編『炭労二〇年――激動あの日あの時』日本炭鉱労働組合、一九九二年、四三七～四三八頁を参照。

（20）近年、生活困窮者が、単に行政などの救済に甘受するのみではなく、各戦略その主体性に関する研究が生み出されている。たとえば、社会史領域では、メイクシフト・エコノミー（economy of makeshift）が注目されており、この視点では、生活困窮者によって、「その場しのぎ」のための弥縫策が展開されていたことが論じられる。長谷川貴彦「メイクシフト・エコノミー論の射程」『歴史と経済』五七（二）、二〇一五年。加えて、ルース・リスターは、生活困窮者による「行為における主体性（agency）として、①やりくり、②反抗、③脱出、④組織化に区分している。このうち集団陳情は、②あるいは④に該当すると考えられる Lister, R. Poverty, Polity Press, 1st Edition, 2004（ルース・リスター／松本伊智朗監訳『貧困とはなにか――概